

茨城県報

第6992号

昭和56年11月26日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●木材業者等の登録(林政課)	2
●保安林指定の解除予定(林業課)	2
●新規土地改良事業の審査(3件)(農地管理課)	3
●土地改良法に基づく換地処分(")	4
●土地地区画整理組合の設立認可(都市計画課)	4

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(2件)	4
------------------------------------	---

公 告

●昭和57年度茨城県立職業訓練校訓練生の入校選考(職業訓練課)	6
●茨城県林業改良指導員資格試験の合格者(林政課)	7
●県営土地改良事業変更計画(農地管理課)	7
●都市計画事業の施行者の名称等(都市施設課)	8
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)	8
●道路位置の指定(")	9

告 示

茨城県告示第1710号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき那珂町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和56年11月27日から効力を生ずるものである。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字下江戸字シタ田 1601

" 字下田 1602, 1603, 1605, 1606, 1608の1, 1768の1

" 字扇田 1656の1のうち

" 字権現山 1829の58

大字大内字十郎内 846の6

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字下江戸字大池に変更

大字下江戸字扇田 1610の1, 1611, 1612の1, 1613の1, 1614, 1656の1のうち

〃 字大池 1597のうち

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字下江戸字南谷津に変更

大字下江戸字五反田 1706, 1707の1, 1708, 1710, 1712, 1713の1

〃 字扇田 1656の3, 1660, 1661, 1663, 1665, 1667, 1669, 1670, 1672, 1674, 1675

〃 字下田 1766, 1767, 1768の3

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字下江戸字東平地に変更

茨城県告示第1711号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

木材業者登録

登 録 番 号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
1344	56.11.16	水戸市元吉田町1624	伊東 一郎	伊東木工所	水戸市酒門町1145 —1	商号に同じ	木 材	
4164	〃	新治郡八郷町大塚1950	富田 豊	富田木材店	住所に同じ	〃	〃	

茨城県告示第1712号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

北茨城市関本町才丸字才丸山

（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的 水源のかん養

3 解 除 の 理 由 林道用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。

茨城県告示第1713号

白河農業協同組合から、昭和56年9月16日付けで認可申請のあつた白河（荒地）地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (1) 白河（荒地）地区土地改良事業計画書写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和56年11月30日から昭和56年12月19日まで

3 縦覧の場所 小川町役場

茨城県告示第1714号

白河農業協同組合から、昭和56年9月16日付けで認可申請のあつた白河（二台）地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (1) 白河（二台）地区土地改良事業計画書写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和56年11月30日から昭和56年12月19日まで

3 縦覧の場所 小川町役場

茨城県告示第1715号

谷田部町長沼尻民平から、昭和56年8月25日付けで認可申請のあつた先上地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

先上地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年11月30日から昭和56年12月19日まで

3 縦覧の場所 谷田部町役場

茨城県告示第1716号

昭和56年10月12日付け農管指令第545号をもつて認可した那珂地区第3工区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1717号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき山根土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可した。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 山根土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和56年11月26日から昭和60年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 日立市助川町四丁目の一部
- 4 事務所の所在地 日立市助川町3丁目1番1号
日立電線株式会社電線工場内
- 5 設立認可の年月日
昭和56年11月26日
- 8 事 業 年 度
初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 日立市役所の指定掲示場に掲示する。

（茨城県大規模小売店舗審議会）**茨城県大規模小売店舗審議会告示第39号****第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示**

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商工指導課内）に到着するよう提出して下さい。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 主婦の店マルカワ

2 届出者の住所 西茨城郡岩瀬町岩瀬246-1

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターマルカワ元吉田店

水戸市元吉田町字一里塚東1521-1

4 開 店 日 昭和57年3月14日

5 店 舗 面 積 850㎡

6 閉 店 時 刻 午後8時

7 休 業 日 数 年間28日

8 主として販売する物品の種類

日用大工用品、園芸、ペット、家電用品、インテリア用品、自動車用品、文具、つり、スポーツ装身具、家庭用品

茨城県大規模小売店舗審議会告示第40号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商工指導課内）に到着するよう提出してください。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

横 山 喜 一

2 届出者の住所 勝田市表町6-11

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

D S サンヨー

勝田市中央町4の5

4 開 店 日 昭和57年3月24日

5 店 舗 面 積 8㎡

6 閉 店 時 刻 午後7時30分（但し、年間10日間に限り午後8時）

7 休 業 日 数 年間28日

8 主として販売する物品の種類

生花、鉢花、園芸資材、造花

公 告

●昭和57年度茨城県立職業訓練校訓練生の入校選考

茨城県立職業訓練校訓練生の入校選考について、次のとおり実施する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 訓練科，訓練生定員及び訓練期間
別に定める。
- 2 受付及び選考場所
入校を希望する各職業訓練校（高等技能専門学校）
- 3 選 考 の 方 法
 - (1) 普通訓練課程

項 目	内 容
入 校 資 格	学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
受 付 期 間	昭和56年10月2日（金）～昭和56年11月30日（月）
選 考 日	昭和56年12月8日（火）
合 格 発 表 日	昭和56年12月11日（金）
選 考 内 容	1 筆記試験（現代国語，数学Ⅰ） 2 面接及び身体検査
備 考	上記選考において定員に満たない訓練科については，随時選考を行う。

(2) 専修訓練課程

項 目	内 容
入 校 資 格	学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
受 付 期 間	昭和57年2月1日（月）～昭和57年2月15日（月）
選 考 日	昭和57年3月11日（木）
合 格 発 表 日	昭和57年3月18日（木）

選 考 内 容	1 筆記試験（国語，数学） 2 面接及び身体検査
備 考	上記選考において定員に満たない訓練科については随時選考を行う。

(3) 職業転換訓練課程

項 目	内 容
入 校 資 格	職業を転換しようとする者その他新たな職業につこうとする者
受 付 期 間	訓練開始日の前1ヵ月間
選 考 日	訓練開始日の前1週間
合 格 発 表 日	選考日の翌日
選 考 内 容	面接及び身体検査
備 考	選考日等については，各高等技能専門校によつて若干の相違が生ずることがある。

●茨城県林業改良指導員資格試験の合格者

昭和56年度茨城県林業改良指導員資格試験の合格者は，次のとおりである。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

受験番号	氏 名
1	水 越 健 夫
2	金 沢 三 男
3	野 村 和 弘
4	小 倉 健 夫

●県営土地改良事業変更計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき，県営猿島西部地区土地改良事業につき変更計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県西猿島西部地区土地改良事業変更計画書写し

- 2 縦 覧 の 期 間 昭和56年11月26日から昭和56年12月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 古河市役所，総和町役場，三和町役場，境町役場

●都市計画事業の施行者の名称等

研究学園都市計画道路事業については，昭和56年11月11日建設省告示第1818号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画道路事業

3－3－13 松代河原崎線

2 施 行 者 の 名 称 茨城県

3 事務所の所在地 水戸市三ノ丸1丁目5番38号 茨城県庁

4 事業地の所在

茨城県筑波郡谷田部町大字松代1丁目，大字西大橋字不動窪，字中内台，字下り松向，字下り松，字寺前台，字寺前，字三多田，字川中子，字清水，字大境，字南台，字中山，字大窪淵及び字大窪，大字西岡字才口，字下り松，字仲畑，字太夫塚，字長丁，字寺前，字寺下，字大久保及び字西原並びに大字面野井字丸山地内

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の地域の工事が完了したので，同法第36条第1項の規定により公告する。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字両宮東2793の29，同の30，同の31，同の32，2794の6，同の7，2795の1，同の5，同の6

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町菅谷4531の10

有限会社秋山不動産 代表取締役 秋 山 嘉 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市金沢町4丁目240の1, 240の4の一部, 241の1, 242の2

2 事業主の住所及び氏名

日立市金沢町4丁目1番20号

鴨志田 博

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年11月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1040号	56.11.14	山本猶一郎	友部町旭町261	友部町旭町字旭平 257—27	メートル 4.00	メートル 34.90
" 第1068号	56.11.19	合資会社 太田組 (代)太田滋三	笠間市下市毛269	笠間市下市毛字向山 1373—1	4.00	38.00
" 第1069号	"	山内産業(株) 代表取締役 山内 道子	勝田市東大島1 丁目24番1号	勝田市足崎字舟橋 1450—12	4.00	34.80
高土木指令 第715号	56.11.18	大井川徳一	北茨城市中郷町 下桜井919—13	北茨城市磯原町磯原字 前大沢1919の5, 1919 の114, 1919の116	4.00	41.50
竜土木指令 第879号	56.11.11	阿部 幸男	稲敷郡阿見町阿 見4666の7	稲敷郡阿見町阿見字阿 見原4666の2573, 同の 2580, 同の2590, 同の 2605, 同の2607	4.03	35.97
境土木指令 第485号	"	フルカワハ ウスKK (代)古川敏雄	東京都府中市清 水が丘3—2— 2	猿島郡三和町大字大和 田字北原987—69	4.00	15.00
" 第486号	"	大成ハウジ ングセンター (代)末岡 勉	" 品川区西 五反田7—9—4	" " 大字尾崎 字東原3522—22	4.20	52.00

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発所行

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所